



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年6月19日（金） 第10407号

## 目次

	ページ
<b>公 告</b>	
○農業振興地域の区域変更（農業構造政策課）	2
○令和8年度職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）	2
○開発工事の完了（建築課）	3
<b>正 誤</b>	
○令和8年3月26日群馬県規則第24号（医務課）	4
○令和8年3月26日群馬県規則第26号（同）	4

**■ 公 告**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、吉岡農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

令和8年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

変更後の吉岡農業振興地域は、北群馬郡吉岡町の区域のうち、次に掲げる区域を除く区域とする。

都市計画用途地域の変更に係る縦覧についての告示（令和8年吉岡町告示第157号）による変更後の都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく用途地域

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和8年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 試験を実施する職種 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11に掲げる全ての職種
- 2 試験科目  
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
  - (1) 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
  - (2) 省令第45条の2第2項及び第3項に規定する者  
※詳しくは受験案内に掲載するので、確認すること。
  - (3) (1)及び(2)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
    - ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者
    - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験期日 令和8年10月17日（土）午前10時から午前11時まで
- 5 試験場所 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県庁 28階281-A会議室
- 6 受験手続
  - (1) 受験申請書類
    - ア 受験申請書
    - イ 受験資格を証する書面
    - ウ 試験科目の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面
  - (2) 申請書類の提出先 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県産業経済部労働政策課
  - (3) 申請書類の受付期間 令和8年8月18日（火）から同年9月7日（月）まで。ただし、郵送による場合は、書留郵便とし、同日の消印のあるものに限り有効とする。
  - (4) 受験手数料 3,100円  
群馬県収入証紙を受験申請書に貼付して納付すること。払込書での納付を希望する場合は、令和8年8月26日（水）までに群馬県産業経済部労働政策課へ連絡すること。ただし、試験の全部が免除となる者の受験手

数料は、不要とする。

(5) 受験票 受験申請書を受理した後、受験票を申請者宛て送付する。

7 試験の免除

(1) 省令第46条の規定に該当する者は、実技試験及び学科試験の一部又は全部の免除を受けることができる。

(2) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）による受験申請については、6(3)の申請書類の受付期間に限らず、令和8年8月18日（火）から通年で受け付けることとする。また、全免除者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は6(1)の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出するものとする。

また、全免除者が免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、群馬県収入証紙を免許申請書に貼付するものとする。

なお、全免除者の受験申請書を受理した場合は6(5)の受験票は送付しない。

8 合否判定基準 満点の6割以上の得点がある場合について合格とする。

9 合格発表 令和8年11月11日（水）に合格者宛て通知するとともに、群馬県ホームページに合格者の受験番号を掲載する。ただし、全免除者の合格発表は、本人にのみ通知する。

10 その他

(1) 受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課、県民センター、各県立産業技術専門校、各行政県税事務所及び群馬県職業能力開発協会において配布する。ただし、令和8年9月8日（火）以降、全免除者に対する受験申請書は、群馬県産業経済部労働政策課において配布する。

(2) 受験申請書の郵送を希望する者は、令和8年8月26日（水）までに、180円分の切手を同封の上、群馬県産業経済部労働政策課に郵送で申し込むこと。

(3) 試験について不明な点は、群馬県産業経済部労働政策課技術人材係（電話027-226-3414）に問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和8年6月19日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字樋越602-1、605-4の一部	高崎市寺尾町2584番地1 サンモール寺尾202号 田口伊吹
2	佐波郡玉村町大字斎田字諏訪南391-4	佐波郡玉村町大字福島1059番地1 アルカサル201 齋藤雄士、齋藤日菜子

■ 正 誤

○規則正誤

令和8年3月26日群馬県規則第24号（群馬県医師確保修学研修資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第6号	5	下欄	35	地位	職名
	6	上欄	12	地位	職名

○規則正誤

令和8年3月26日群馬県規則第26号（群馬県医学生修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則）

発行番号	ページ	欄	行	誤	正
号外第6号	12	上欄	43	(3)	(2)
		下欄	1	(3)	(2)
			3	(4)	(3)